

仕 様 書

件 名	指揮用車
-----	------

事業担当	所属名	警察本部装備課	電話	045-211-1212	内線(2322)
経理担当	所属名	警察本部会計課	電話	045-211-1212	内線(2243)
納入期限	☒ 一括納品 令和2年3月19日				
納入場所	☒ 6箇所 別添4「納入場所一覧」の中から契約締結後、別途指示する。 ☐ 配送あり				
設置作業等	☐ あり ☒ なし				

購入物品

品 名	型番・規格	数量	単位	同等品の可否	備 考
指揮用車	別添1「神奈川県警察本部調達車両共通仕様書」及び別添2「指揮用車仕様書」のとおり	1	台	-	

特記事項

- 仕様書に記載されている、同等品以上と示している物品について、同等品で入札する場合は、入札前に事業担当課に確認すること。
- 自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車(神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。)を使用し、エコドライブ(同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。)を実施しなければならない。
- 落札業者は、落札後速やかに①契約業者(所在地、氏名(法人の場合は法人名)、代表者名と代表者印)②宛名(知事名)③納入期限④納入場所⑤物品等の品名(規格、商品コード等)、数量、単価及び合計金額を記載した、落札日付の入札内訳書を、事業担当課に提出すること。
- 納品時、①契約業者(所在地、氏名(法人の場合は法人名)、代表者名と代表者印)②宛名(知事名)③納入年月日④納入場所⑤物品等の品名(規格、商品コード等)、数量、単価及び合計金額を記載した納品書を提出すること。

※落札者は、速やかに事業担当課(警察本部装備課)までご連絡ください。

別添 1

神奈川県警察本部調達車両共通仕様書 神奈川県警察本部	仕様書番号	共通第 1 - 5 号
	制定年月日	平成28年 4 月28日
	改定年月日	平成30年11月21日

第 1 総説

- 1 神奈川県警察本部調達車両共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、神奈川県警察本部調達車両の共通的事項に関して定めるものとし、個々の車両については、個別の「仕様書」（以下「個別仕様書」という。）を作成するものとする。
なお、「共通仕様書」及び「個別仕様書」により難しい場合、又は定めのない事項については、契約締結後、警察本部総務部装備課（以下「警察本部」という。）と協議して承認を受けること。
- 2 車両の構造は、堅牢で性能が良好なものであり、かつ、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に合致するもので、使用時の安全性が確保されたものであること。
- 3 車両製造に使用する部材は、原則として J I S、I S O、S A E 等の規格に適合したものであり、かつ特に指定するものを除き、同型標準部品を使用し、取り付ける指定装置の詳細及び使用する部材の寸法・材質等については、契約締結後、警察本部の承認を受けること。
- 4 組立部品中、特に規格の変更を必要とする場合は、契約締結後、車両製造工程前までに、警察本部に書面を提出して承認を受けること。
- 5 組立部品は、発錆又は老化したものを使用しないこと。
- 6 車両は、錆止め処理を施すこと。
- 7 車両の車体回りに使用するボルト、ナット及びスクリューは、塗装しないこと。ただし、全塗装時に塗装するものは、この限りではない。
- 8 車両の無線機関係諸装置は、「警察車両等への無線機器搭載のための技術資料」（以下「技術資料」という。）によることとし、本資料は受注者へのみ配布するものとする。
- 9 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める自動車登録ファイルへ登録したものであること。
- 10 車両は、納入後において、修理等を円滑に行えること。
- 11 「共通仕様書」及び「個別仕様書」の記載内容に矛盾が生じる等競合した場合は、「個別仕様書」の記載内容を優先すること。
- 12 「共通仕様書」及び「個別仕様書」における承認及び指示については、特段の記載がない限り、契約締結後、警察本部が行うものとする。

第 2 車台及び車体

- 1 運転席は右側を原則とし、ハンドルはパワーステアリングとすること。
- 2 エアバッグは、「個別仕様書」で特に指示のない限り、標準のものを装備すること。

- 3 ブレーキは、「個別仕様書」で特に指示のない限り、アンチロックブレーキシステ
ムを装備すること。
- 4 「道路交通法」（昭和35年法律第105号）に規定する普通自動車のうち、トラッ
ク型車両を除き、変速機は、C V T又はA T仕様であること。
- 5 運転室及び後部室の開閉するドアウインドウは、引き窓の場合又は「個別仕様書」
で指示がある場合を除き、電動（パワーウインドウ）式であること。
- 6 「道路交通法」に規定する普通自動車のうち、トラック型車両を除き、リヤウイン
ドウは、デフォッガー付きとすること。
- 7 ワイパーは、「個別仕様書」で特に指示のない限り、フロントに取り付けることと
し、間欠機能付きとすること。
- 8 「道路交通法」に規定する普通自動車のうち、トラック型及びバス型車両を除き、
左右のサイドミラーは、電動式（格納及び角度調整とも）とすること。
- 9 「道路交通法」に規定する普通自動車のうち、トラック型車両を除き、ホイールキ
ャップ（センターキャップを含む）又はアルミホイールを装着すること。
- 10 車体の各部位は、指定装置の装備に伴う荷重の増加に十分耐えられるよう必要に
応じて補強等の措置をすること。
- 11 指定装置は、振動等の衝撃に十分耐えられるよう堅牢に取り付けること。
- 12 降雨の際に、室内に漏水しないこと。
- 13 車両の架装は、安全性及び美観に留意して施すこととし、特に配線及び配管は、ク
ランプ等を用いて、ケーブルの損傷防止に留意し、確実に取り付けること。
- 14 給油口の蓋は、施錠付き又は室内からのみ開扉できるものとし、レギュラーガソリ
ン以外の燃料を使用するものについては、燃料名を給油口蓋の内側に銘板又はシール
等にて表示すること。
なお、エンジンルーム、バッテリー搭載設備等の開扉を外側から行うものについて
は、施錠付きとすること。
- 15 警光灯、サイレン等の指定装置を取り付けるものにあつては、ヒューズボックスに
容量等を銘板又はシール等にて表示すること。
なお、電源は、原則としてメインスイッチを介さず直結とすること。
- 16 指定装置のスイッチ、ランプ等注意を促す必要があるものには、銘板又はシール等
にて表示すること。
- 17 バッテリー及びオルタネーターは、エアコン、ヘッドライト、室内灯等の使用のほ
か、個別仕様書で指示する指定装置を併せて使用した場合であっても、バッテリー上
がりのしない性能を有するものであること。
- 18 バッテリー端子の陽極側には、ショート防止用のカバーを取り付けること。
- 19 バッテリー容量を変更する場合は、取付部位の安全性等を考慮して取り付けること。
なお、取付部位を変更する場合は、承認を受けること。
- 20 80AH以上のバッテリーを搭載する車両は、原則として引出装置付きとすること。
- 21 指定装置を含む塗装の色合いについては、警察本部の指定した色又は製造会社設定
の標準色とし、「きず」、「むら」等のないものであること。
なお、指定色のうち、警備活動用として青・白に塗装する車両は、一般社団法人日

本自動車工業会の発行する「バス車体用 塗色見本帳」に記載のある青色（BUS-5075）及び白色（BS-1）を原則とする。

- 22 「個別仕様書」において塗色を標準色としたものについては、原則として3色以上から選択できること（トラック型及びルートバン型車両を除く。）。
- 23 セダン型車両のトランク内側には、フェルト等を取り付けること。
- 24 エアコンは、「個別仕様書」で特に指示のない限り、標準のものを装備すること。
- 25 ラジオ及び時計（ラジオに内蔵されている場合は不要）をインストルメントパネル付近に取り付けること。
- 26 運転席及び助手席には、サンバイザーを取り付けること。
- 27 「個別仕様書」で警察マークの取付けを指示した車両には、フロントグリル等の承認を受けた部位に取り付けること。
なお、警察マークは樹脂製とすること。
- 28 スペアタイヤは、特に指示のない限り、標準のものを搭載すること。
なお、スペアタイヤが設定されていないものについては、承認を受け、パンク修理キット等で代用すること。
- 29 タイヤチェーンは、「個別仕様書」で指示がある場合を除き、標準タイヤに装着できる樹脂製のもの駆動輪分を搭載すること。
ただし、標準タイヤに適合する樹脂製チェーンがない場合等は、承認を受けて、金属製チェーン等で代用すること。
- 30 道路交通法施行規則及び道路運送車両の保安基準を満たし、かつ国家公安委員会認定品である四輪用昼・夜間兼用停止表示板（ニューレイトン㈱製EM-351同等品以上）1個を搭載すること。
- 31 標準工具をトランク下部等の承認を受けた部位に搭載すること。
なお、標準工具を搭載する設備のない車両については、工具箱（袋）を設けて車両にバンド等で固定すること。
- 32 日本語の取扱説明書（指定装置を含む）を搭載すること。

第3 指定装置

1 無線機格納装置

「個別仕様書」で取り付けを指示した車両には、以下の装置を取り付けること。

(1) 超短波無線電話格納装置

ア ダッシュボード及びセンターコンソールボックス等の承認を受けた部位に、技術資料に定められた超短波無線電話用遠隔操作部取付金具を取り付けるための加工を施すこと。また、承認を受けた部位に無線機取付金具を取り付けるための受台を設置すること。

なお、無線機格納装置を取り付けるための加工を施すとき、及び無線機取付金具の受台を設置するときは、以下の点に留意すること。

(ア) 無線装置を取り付けて走行しても、十分耐える強度を有すること。

(イ) 取り付けた無線機がヒーターの吹出口から300mm以上離れる構造とし、これにより難しい場合は、承認を受けて、遮へい板を設ける等の対策を施すこと。

イ 無線機格納装置によってグローブボックスが使用できなくなるときは、承認を

受けた部位に車検証等の格納設備を取り付けること。

ウ 無線機格納装置部には、技術資料に定められた穴あけを行い、径5mmのナットリテーナーに首下15mmのスプリングワッシャー付きボルト4本を取り付けておくこと。

エ 無線機格納装置を、カーエアコン及び電子サイレン装置等の使用に支障のないように取り付けること。

オ グローブボックス内に無線機格納装置を設ける場合には、無線機を取り付けていることを外部から一見して見分けられないように、室内色に準じた色合いの蓋又は覆い等を、不体裁とならないよう留意して取り付けること。

カ 中継端子はB型とすること。

(2) スピーカー

インストルメントパネル回りの承認を受けた部位に、別に指示する無線機用として使用するための標準車両用スピーカーを装備し、スピーカーには別に示すコード及びコネクタ（RCA型CN7017）を取り付けておくこと。

ドアパネル内のスピーカーを無線機用スピーカーとして代用する場合は承認を受けること。

なお、スピーカー本体には、必要により丸鋼又は打ち抜き鋼板製のプロテクターを施すこと。

(3) バッテリー

ア バッテリー端子は、無線機関係電源コードを含めて容易、確実に着脱できる構造のものであること。

イ 無線機関係電源コードのプラス側には、公称断面積1.25mm²のヒューズブルリンクを入れること。

(4) マイクロホン掛け

無線機取付部の近くには、技術資料に定められたマイクロホン掛け金具を取り付けること。

(5) 空中線

別に指示する部位から無線機取付部までの間に、容易、確実に着脱できるアンテナフィーダー用プロテクターを取り付けるものとし、配線の損傷防止に留意して工作すること。

また、「個別仕様書」で150メガヘルツホイップ空中線の取り付けを指示した車両には、ルーフ中央部に、技術資料に定められた空中線受台を設けて取り付けること。

(6) 雑音防止措置

搭載する無線機と車両の電装機器との間で相互に影響を受けないように措置すること。

2 後方確認装置

(1) 「個別仕様書」で取り付けを指示した車両には、バックカメラとモニターからなる後方確認装置を取り付けること。

(2) モニターは、インストルメントパネル付近の承認を受けた部位に取り付け、画面

サイズは4.3インチ以上であること。

(3) テレビ受信機能を有しないものであること。

3 ETC車載器

セットアップ済のETC車載器（アンテナ分離型）を承認を受けた部位に取り付けること。

4 消火器

(1) 「個別仕様書」で取り付けを指示した車両には、脱着可能な消火器を乗降及び座席の調整等に支障の生じない承認を受けた部位に固定具等を用いて取り付けること。

(2) 消火器は、原則1年以内に製造されたものを取り付けること。

(3) 標準品として消火器の設定のある車両は当該消火器とし、それ以外の車両は、日本ドライケミカル(株)製パロマK2WA(I)型同等品以上のものを取り付けること。

第4 提出物

1 工程表

契約締結後、速やかに各工程の期間が明記された工程表を警察本部に提出し、承認を受けること。また、提出した工程表に変更があった場合は、速やかに変更に至った理由を添付して、変更後の工程表を提出し、承認を受けること。

2 図面

契約締結後、車両の架装工程前までに、以下の設計図面を提出すること。

(1) 全体図（指定装置等取付部位表示）

(2) インストルメントパネル図

(3) 配線図（指定装置のみ。ヒューズ等には容量を記入すること。）

3 諸元表

契約締結後、車両の架装工程前までに1車種につき1部、諸元表を提出すること。

4 自動車検査証等の写し

新規登録後、速やかに自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及びリサイクル券の写し（A4判）を車両1台につき1部提出すること。

5 写真

次のとおり写真を提出すること。

なお、調達車両を撮影した全ての写真は、外部に流出させないこと。

(1) 新規登録後、速やかに車両1台につき、車両の前面、後面、両側面を正面から撮影したカラー写真を各2部。

(2) 車両納入後、速やかに1車種につき、車両全体の前面と左面、後面と右面を同時に斜めから撮影したカラー写真並びに室内インストルメントパネル部及び改造部を撮影したカラー写真を各1部。

6 納品書

車両を納入する際に、次の事項を記載した納品書を提出すること。

(1) 受注者（所在地、氏名（法人の場合は法人名、役職名、代表者名））

(2) 宛先（神奈川県知事 黒岩 祐治）

(3) 納入年月日

(4) 納入場所

(5) 納入される物品の名称、規格、数量、単価及び合計金額

7 提出時の注意

提出物を電子メール等によりデータで提出する場合は、承認を受けることとし、暗号化するなど情報漏洩の防止対策を講じること。

第5 その他

- 1 受注者は、契約締結後、速やかに警察本部と仕様打合せを行うこと。また、仕様打合せに必要な資料等を準備すること。
- 2 受注者は、本仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、必ず警察本部に確認すること。
- 3 受注者は、本仕様書について、疑義が生じたときは、指示を受けること。
- 4 受注者は、本契約を通じて知り得た全ての警察情報及び職員の個人情報について絶対に漏洩しないこと。

なお、製作の一部を他の業者に請け負わせる場合は、承認を受け、受注者の責任において、警察本部の指示事項を厳守させるとともに、当該事項について知り得る者を必要最小限度にとどめるなど、当該事項が漏洩することのないよう指導を徹底すること。

- 5 受注者は、発注者が納入前に受注者の店舗、営業所、工場その他これに類する場所において検査を行う場合は、これに立ち会うこと。

なお、納入前の検査は、原則として神奈川県警察に納入実績がない車両について、警察本部が必要と判断した場合に実施するものとする。

- 6 車体、指定装置及び付属品については、原則として納入時に、操作方法等についての説明を実施し、円滑な運用ができるよう配慮すること。
- 7 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金は、発注者の負担とするが、新規登録、納入等に伴う諸経費は、全て受注者の負担とすること。

なお、自動車リサイクル料金については、契約金額に含むものとする。

- 8 車両を納入した日より36か月以内又は走行距離60,000km以内で、車両を構成する純正部品について、材料又は技術上の欠陥が現れた場合は、無償で他の良品と交換若しくは修理すること。

別添 2

指揮用車仕様書 神奈川県警察本部	仕様書番号	個別共通第14-1号
	制定年月日	令和元年9月5日
	改定年月日	令和 年 月 日

第1 仕様総説

この車両は、指揮用に使用するものであって、この仕様書に示す諸装置を備え、かつ、「神奈川県警察本部調達車両共通仕様書」に合致するものであること。

第2 車台及び車体

- 1 車体は、セダン型で4ドアであること。
- 2 排気量は、3,400cc級以上であり、ハイブリッド車であること。
- 3 ガソリン車については、国土交通省低排出ガス車認定制度における「平成17年基準排出ガス75%低減レベル」以上、ディーゼル車については「平成21年排出ガス規制適合レベル」以上の性能を有し、かつエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく「平成32年度燃費基準」に適合する車両をベースに製作すること。
- 4 室内長は、2,000mm以上、また、室内幅は、1,500mm以上であること。
- 5 最小回転半径は、5.6m以下であること。
- 6 乗車定員は、5名であること。
- 7 フロントフォグラмпを装備すること。
- 8 集中ドアロックを装備すること。
- 9 エアバッグは、運転席用、助手席用及び後部席用を装備すること。
- 10 後部室の各窓ガラスには、透過率約15%のダークフィルムを貼付すること。

なお、標準車にプライバシーガラスの設定があり、ダークフィルムの代替とする場合は、承認を受けること。

第3 指定装置

- 1 無線機格納装置
- 2 警光灯
 - (1) 着脱式警光灯（株パトライト製HKFM-101GFT同等品以上）2個をルーフ前方左右に取り付け、スイッチは、アンプ式サイレンのアンプに組み込むこと。
 - (2) 警光灯は脱落防止用ピン付きのものとし、ルーフ前方左右の承認を受けた部位2箇所ピン用の穴を設けること。また、脱落防止用ピンのほか、警光灯を取り外した時に使用するカバー用のピンを設けること。カバー用のピンは、透明又は車体と同一色とし、構造等については承認を受けること。
 - (3) 警光灯の底面は、車体に傷を付けず、かつ、脱落を防止するためにゴムマグネット板を取り付けるなど、必要な措置を施したものとすること。
 - (4) 警光灯用の電源は、メインスイッチを介さず直結とすること。また、ソケットはメタルコンセント式とし、センターコンソール下部等の承認を受けた部位に2箇所設けること。
 - (5) 電源コード用クランプをフロントピラー等に取り付けること。

(6) 十分な強度を有するレザー等の収納ケースを備え付け、トランク内の承認を受けた部位に固定できるようにすること。

(7) 補助警光灯（点滅式）（㈱パトライト製LP3型同等品以上）をフロントグリル内部に左右対象に2個取り付け、スイッチは、警光灯と連動して作動すること。

また、インストルメントパネルの指示する部位にRの記号を朱記した引き出し式の補助警光灯用スイッチを別に設け、パイロットランプを取り付けること。

3 アンプ式サイレン

(1) サイレン用アンプ（㈱パトライト製SAP-520PB-Z型及びマイクロホンSDM-08型同等品以上）を、グローブボックス等の承認を受けた部位に取り付けること。

(2) 50Wサイレン用スピーカーをフロントタイヤハウス付近の、承認を受けた部位に取り付けること。

(3) サイレンの音量は、20m前方において90db以上120db以下であること。

4 情報収集用テレビ

(1) 地上デジタルテレビ放送を視聴できる情報収集用テレビを装備すること。

(2) モニターは、画面サイズ10インチ以上のフリップダウン式とし、後部席での視聴に適した部位に取り付けること。

5 格納式テーブル

書類整理が可能な格納式テーブルを、後部室左座席の前の指示する部位に取り付けること。

第4 塗装

塗色は、製造会社設定の標準色から、警察本部が契約締結後に指定する塗色とすること。ただし、黒色又はグレー系統の黒近似色を指定できること。

第5 付属品

車両には、次のものを取り付けること。

- | | | |
|----|--|-----|
| 1 | サイドバイザー（運転室、後部室の各左右ドア） | 各1枚 |
| 2 | サンシェード（後部室の後部窓（電動式）及び左右窓） | 1式 |
| 3 | フロアマット（運転室、後部室） | 1式 |
| 4 | トランクマット | 1枚 |
| 5 | ヘッドレストカバー（後部室左右席用） | 2式 |
| 6 | コーナーセンサー（フロント及びリヤの各コーナー合計4か所に設置し、インジケータを設けること。） | 1式 |
| 7 | 後方確認装置 | 1式 |
| 8 | 消火器 | 1本 |
| 9 | マッドガード（前輪用、後輪用） | 1式 |
| 10 | スタッドレスタイヤ（アルミホイール付きを全輪分。なお、車両納入時は、警察本部が指示するタイヤを装着すること。） | 1式 |
| 11 | タイヤチェーン（樹脂製のもので、スタッドレスタイヤ換装時に装着できるものを駆動輪分。ただし、スタッドレスタイヤに適合する樹脂製チェーンが無い場合等は、承認を受けて、金属製チェーンで代用すること。） | 1式 |
| 12 | エンジンキー | 3本 |

別添 4

納 入 場 所 一 覧

番号	納入場所名称	所在地
1	神奈川県警察本部	横浜市中区海岸通2丁目4番
2	みなとみらい分庁舎	横浜市西区みなとみらい3丁目7番2号
3	第一交通機動隊	横浜市南区睦町2丁目199番地
4	第一機動隊	横浜市金沢区富岡東2丁目6番2号
5	第二機動隊	川崎市中原区木月4丁目37番1号
6	野庭分庁舎	横浜市港南区野庭町1600